

市川市非常変災時における休校等の判断に関するガイドライン

1 気象に関して

(1) 全市的な対応

午前6時の時点で、表1の発令地域に同表の情報のいずれかひとつでも発令されている場合、児童生徒の安全確保のため教育委員会と校長会で協議し、「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとる。

【表1】

	発令地域	情報	対応
気象庁	千葉県北西部 (市川市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報 (全て) ・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> ①学校から対応の連絡があるまで、児童、生徒、(園児)は自宅で待機する。(避難を必要とする場合は、避難所へ避難する) ②義務教育課と校長会長間で協議し、対応策を決定する。 ③義務教育課から各校管理職に緊急一斉メール等で対応策を連絡する。 ④学校の対応については、午前7時までに緊急一斉メール等にて各家庭に周知する。
市川市	市川市全域	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒レベル4以上 ・ 避難指示 (緊急) ・ 避難勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤台風接近に伴う大雨警報や交通機関の大規模な運休など、必要のある場合は、義務教育課と校長会長とで協議し、対応策をとる。

(2) 中学校ブロックを基本とした対応

午前6時の時点で、表2の発令地域内に同表の情報のいずれかひとつでも発令されている場合、児童生徒の安全確保のため中学校ブロック内で協議し、「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとる。

【表2】 ※別表参照 (発令対象災害及び発令対象地区について)

	発令地域	情報	対応
気象庁	中学校ブロック 内の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報 ・ 高潮警報 ・ 洪水警報 	<ul style="list-style-type: none"> ①学校から対応の連絡があるまで、児童、生徒、(園児)は自宅で待機する。(避難を必要とする場合は、避難所へ避難する) ②中学校ブロック内で協議し、対応策を決定する。 ③中学校ブロック内においても条件が異なる場合、学校独自の判断で対応策を決定する場合がある。
市川市	中学校ブロック 内の地域	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒レベル4以上 ・ 避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ④学校の対応については、午前7時までに緊急一斉メール等にて各家庭に周知する。 ⑤異なるブロックであっても、隣接する学校と危険箇所が同じ地域の場合には、必ず連絡し合い、共通理解を図る。 ⑥中学校ブロック外の学校と親子給食を実施している学校は、給食の扱いについて、学校間で連絡を取り、給食の有無を確認する。

(3) 各学校を基本とした対応

午前6時の時点で、表3の発令地域内に同表の情報がいずれかひとつでもある場合、児童生徒の安全確保のため学校ごとに、「休校」や「登校を遅らせる」等の対応を検討する。

【表3】

	発令地域	情報	対応
気象庁	通学区域内	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（浸水害）	①「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとる場合、午前7時までに緊急一斉メール等にて各家庭に周知する。 ②ブロック内の学校へ連絡し、共通理解を図る ③親子給食を実施している場合は、給食の扱いについて学校間で連絡をとり、給食の有無を確認する。 ④保護者の判断で登校を遅らせたり、休ませたりするなどの対応を認める。
学区内情報	通学区域内	・通学路に強い雨が2時間以上続く可能性がある ・通学路の安全が確認できない	

(4) 登校後に警報が発令された場合の対応

各学校や地域の状況に応じ「学校待機」や「教育課程の変更」、「下校時刻の変更」など、児童生徒の安全に配慮した対応を検討する。

(5) その他

- 臨時休校の場合、放課後保育クラブ、放課後子ども教室は、「閉所」とする。
- 前日から、もしくは午前6時の時点で「警報」等が発令されている場合は、朝の諸活動（部活動を含む）は中止する。

2 地震に関して（全市的な対応）

(1) 授業時間内の対応

- 震度5弱を観測した時点で、安全確保のため、児童生徒は「学校で待機」とし、原則「引き渡し」として対応する。

(2) 授業時間外の対応

- 震度5弱を観測した時点で、安全確保のため、児童生徒は「自宅待機」とする。
- 対応策を市川市教育委員会において決定し、緊急一斉メールもしくは地域防災無線（MCA無線）で各学校に連絡する。
- 各家庭には、学校より緊急一斉メール等にて連絡する。

<震度5弱を基準とする理由>

以下の理由から、災害弱者である児童生徒の安全を確保するためには、震度5弱を基準として、対応を図ることが適切であると考えます。

気象庁では、震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き続き地震活動で災害の発生する可能性があるとしている。

震度5弱以上の地震が予測された場合に緊急地震速報が発表される。

市川市では震度5強を観測した時点で、災害対策本部が自動的に設置され、各小学校区に「防災拠点」が設置される。

<引き渡しをする理由>

- ・地震によって、児童生徒の自宅及び通学路の安全が確認できない可能性があるため、中学生も引き渡しを基本とする。

別表「発令対象災害及び発令対象地区について」

対象となる災害	対象地区
江戸川氾濫	<p>○堤防の近傍地区（堤防から300m範囲）</p> <p>左岸…市川、真間、市川南、大洲、大和田、稲荷木、田尻、高谷</p> <p>右岸…行徳橋周辺</p> <p>○その他の地区</p> <p>左岸…須和田、菅野、東菅野、曾谷、宮久保、東国分、新田、平田、南八幡、鬼高、原木、二俣</p> <p>右岸…本行徳、妙典、行徳東部、行徳西部、行徳南部</p>
真間川水系氾濫	<p>○国分川</p> <p>須和田、堀之内、国分、東国分</p> <p>○春木川</p> <p>東国分、曾谷</p> <p>○大柏川</p> <p>奉免町、大野町、柏井町、本北方</p> <p>○真間川</p> <p>宮久保、市川、真間、菅野、須和田、鬼高、原木1丁目</p>
旧江戸川	行徳橋周辺、本行徳、妙典、行徳東部、行徳西部、行徳南部
内水氾濫	じゅん菜池南地区、八幡地区、五中東地区、市川駅南地区、原木・二俣地区、田尻・高谷地区、行徳地区
高潮災害	<p>※以下の想定及び浸水実績により、段階的に避難対象区域及び避難勧告等の発令基準を定めている。</p> <p>①過去の浸水状況（平成21年台風18号）…高谷新町地区</p> <p>②伊勢湾台風級…二俣新町地区、高浜地区、塩浜臨海地区、東浜地区</p>
土砂災害	国府台・国分地区、真間・須和田地区、稲越町・曾谷、宮久保・下貝塚、南大野、大野町、大町、柏井町、本北方、中山
津波	<p>①津波注意報・警報</p> <p>【沿岸部】塩浜3丁目～東浜</p> <p>【水位が上昇する河川】江戸川、旧江戸川、真間川（二俣新町付近）</p> <p>②津波警報</p> <p>【沿岸分】塩浜3丁目～東浜</p> <p>【水位が上昇する河川】江戸川、旧江戸川、真間川（二俣新町付近）</p> <p>【浸水想定地区】南行徳、新井、高谷新町、二俣新町</p> <p>【防潮堤より海側の地区】</p> <p>塩浜1丁目、千鳥町、加藤新田212番地先、</p> <p>本行徳2552番地先、高谷新町、二俣新町、東浜</p>

※「市川市地域防災計画—風水害等編—」を参照